

# 朝日町文化財保存活用計画

～郷土の文化や歴史に誇りをもち、  
次世代へ継承する活動の推進～

令和 3 年 3 月  
富山県朝日町

## 目 次

第1章 朝日町文化財保存活用計画の概要	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	2
第2章 文化財のあらまし	3
第1節 朝日町の地理と歴史	3
第2節 朝日町の文化財の特色	5
第3章 文化財の現状と課題	7
第1節 文化財の現状	7
第2節 文化財の課題	8
第4章 文化財保存活用の目指すべき将来像と施策の展開	10
第1節 目指すべき将来像	10
第2節 文化財保存活用の基本方針	11
第3節 文化財保存活用の施策の展開	12
(資料編)	
朝日町の指定文化財	20
朝日町文化財保存活用計画策定委員会設置要綱	22
朝日町文化財保存活用計画策定委員会委員名簿	23

## 第1章 朝日町文化財保存活用計画の概要

### 第1節 計画策定の趣旨

朝日町は、白馬岳・朝日岳をはじめとする北アルプスの峰々と、ここを源とする清流が日本海に注ぐ豊かな自然に恵まれ、歴史的にも重要な地であり、文化遺産が多く存在しています。

当町には、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物等の文化財がありますが、近年は、少子高齢化に伴う地域コミュニティの希薄化により、伝統的な祭りや民俗芸能の担い手不足、地域が担う文化財の適切な保存や確実な継承が課題となっています。

国においても、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図るため、平成30年6月に文化財保護法が改正され、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいく方針が示されています。

これらの状況を踏まえ、今後の当町における文化財の保存・活用に係る基本的な方針や取組みの方向性を示すことにより、郷土の文化や歴史に誇りを持ち、次世代へ継承する活動を推進することを目的として、「朝日町文化財保存活用計画」を策定するものです。



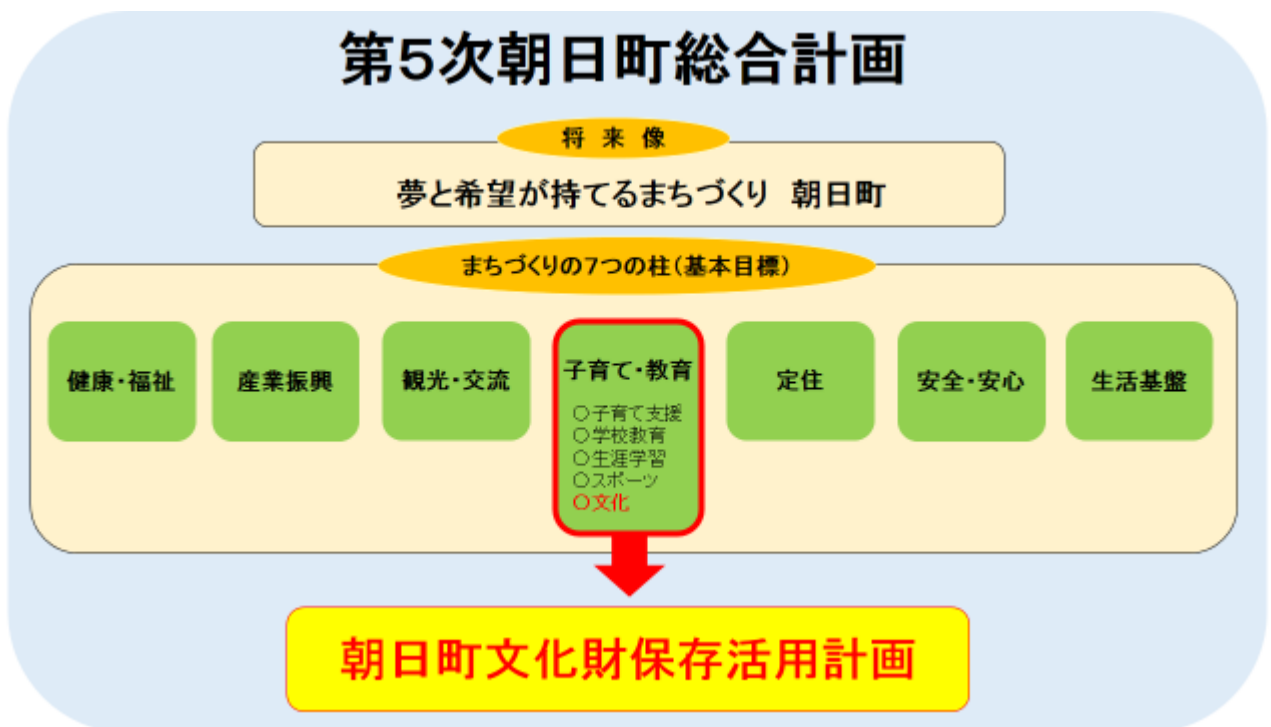
春の四重奏（残雪の朝日岳、桜並木、チューリップ、菜の花）

## 第2節 計画の位置づけ

本計画は、朝日町の将来あるべき姿を描き、その目標を明らかにした、すべての町民が共有する朝日町のまちづくりビジョンである「第5次朝日町総合計画」の基本目標である「まちづくりの7つの柱（基本目標）」のうち、「子育て・教育」の中における文化財を対象とする部門計画として位置づけするものです。

なお、朝日町総合計画の改訂や社会状況の変化を踏まえ、必要に応じて、随時見直しを行うものとします。

### 【計画の位置づけ（イメージ）】



## 第2章 文化財のあらまし

### 第1節 朝日町の地理と歴史

朝日町は、富山県の東端に位置し、東は新潟県糸魚川市、西は入善町、南は黒部市及び長野県白馬村と接しています。町域の北は日本海に面し、東・南部には白馬岳(2,932m)、朝日岳(2,418m)を主峰とする北アルプス連峰がそびえ、小川・笹川・境川などの河川が貫流し、日本海に注いでいます。平坦部に比べ山岳部が圧倒的に多く、また、全面積の60%が中部山岳国立公園と朝日県立自然公園に指定されており、これらの山岳地帯及び河川はいずれも観光資源・水資源として重要な役割を果たしています。

境川流域は、1億9000万年前の来馬層群、1億4000万年前の手取層群、1億年前の親不知層などが分布しています。

朝日町の歴史は旧石器時代に始まり、日本最大級の縄文中期の竪穴住居跡が発見された不動堂遺跡からは、当時、既に集会や共同作業など進んだ社会・文化をもった人々が生活していたことがうかがえます。さらに、約1500年前の浜山玉づくり遺跡からは、ヒスイを原石とした勾玉などの玉類が出土しており、古墳時代の和政権との関わりのなかで、この地に、すぐれた玉造り技術を持った集団があったことをうかがわせています。

平安時代の地方豪族宮崎太郎は、宮崎城に北陸宮をかくまい、木曾義仲と共に平家追討の軍を進めました。戦国時代になると越中・越後の国境の地として数度に及ぶ戦場となった宮崎城は、国境警備のねじろとされていました。この宮崎城の真下にあたる和倉の地に土着した人たちが集落を形成したのが、泊町のおこりだとする説があります。

江戸時代は加賀藩の統治下にあり、親不知を控えた越中の東縁という地理的条件から境に関所が設けられ、街道筋の泊町は宿場町として栄え、人の往来や物流の拠点としてこの地方の中心を成していきました。

明治時代に入ると新しいものが続々と取り入れられ、明治5年には郵便局が設置されました。明治22年に町村制が実施され、野中村・山崎村・大家庄村・南保村・五箇庄村・泊町・宮崎村・境村の1町7か村が生まれ、昭和29年には、町村合併促進法に基づいて山崎村・大家庄村・南保村・五箇庄村・泊町・宮崎村・境村の1町6か村が合併して朝日町が誕生し、後に野中村の一部が編入しました。その間、鉄道や国道の開通、紡績産業の立地など近代的な町への営みが着々と進められてきました。

昭和30年代後半から始まった高度経済成長と昭和48年のオイルショック、昭和50年代後半から始まったバブル経済と、平成2年のバブル崩壊といっためまぐるしい経済変動、豪雪や集中豪雨といった自然災害を受けながらも、社会基盤の整備、教育文化面の充実、医療・健康福祉施設の整備、子育て支援策の充実、さらには産業面の振興などが進められてきました。



城山公園からの展望

## **第2節 朝日町の文化財の特色**

朝日町は、白馬岳・朝日岳をはじめとする北アルプスの峰々と、ここを源とする清流が日本海に注ぐ豊かな自然に恵まれ、歴史的にも重要な地であり、他にはない特徴的な歴史文化と地域資源が存在しています。

### **①ヒスイ文化**

境A遺跡や浜山玉づくり遺跡の出土品からは、ヒスイや石器づくりによって育まれた縄文時代以降の文化が存在しています。

### **②国境の町**

宮崎城、境関所、泊町など、歴史的に交通の要衝として栄えてきた歴史が存在しています。

### **③化石**

境川流域にはアンモナイト化石を包蔵するジュラ紀の来馬層群など、貴重な化石を包蔵する地層が分布しています。

### **④伝統芸能**

五穀豊穰と大漁を祈願した鹿嶋神社稚児舞など集落の住民が継承を続ける無形民俗文化財が受け継がれています。

### **⑤地形と地域文化**

標高3,000メートル級の北アルプスから日本海までの変化に富んだ地形は、漁業、炭焼き、紙すき、農耕など、生業と民俗に多様性をもたらしていた歴史が存在しています。



浜山玉づくり遺跡（ヒスイ工房の復元模型）



境関跡（復元した柵門）



アンモナイトの化石（朝日町大平産）



伝統芸能（鹿嶋神社稚児舞）



## 第3章 文化財の現状と課題

### 第1節 文化財の現状

#### (1) 文化財の保存及び活用

朝日町では、町内にある文化財のうち、国・県指定以外のものの保護を図るため、昭和63年3月に朝日町文化財保護条例を制定し、文化財の保護、保全、管理及び活用に努めています。町内に存在する遺跡は104箇所あり、遺跡の出土品を保存及び活用するために平成19年には、埋蔵文化財保存活用施設「まいぶんKAN」を整備しています。

また、地域を代表する民俗資料や町ゆかりの作家の作品、古文書などの地域資料を収集し、ふるさと美術館、朝日町図書館などで保存及び活用に努めています。

さらに、指定文化財については、冊子「朝日町の文化財」を作成し、文化財の周知に努めています。

#### (2) 指定文化財

朝日町には、国・県・町指定の有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物があり、令和2年3月末時点で、国指定文化財が4件、県指定文化財が6件、町指定文化財が27件の合計37件の文化財が指定されています。(P20～P21参照)



境A遺跡出土品（国指定重要文化財）



不動堂遺跡（国指定史跡）

## **第2節 文化財の課題**

### **(1) 保存**

朝日町文化財保護条例に基づき、様々な分野の文化財を指定し、個人所有の指定文化財の管理に対して補助金を交付するなど、地域の特色ある文化財の保存と活用に努めてまいりましたが、朝日町には、指定文化財以外にも特色ある貴重な文化的所産が数多く存在しています。また、少子高齢化に伴う地域コミュニティの希薄化により、伝統的な祭りや民俗芸能の担い手不足、地域が担う文化財の適切な保存や確実な継承が困難となりつつあります。今後、関係者のみならず町民が一体となって町の文化財の保存に取り組むことが求められています。

### **(2) 担い手**

文化財の保存と活用を推進するには、担い手を継続的に確保することが重要です。今後、文化財の語り部や文化財ガイド・ボランティアなど、文化財の保存継承、活用などを幅広く担う人材を活用することが求められています。

### **(3) 価値及び魅力**

文化財の保存と活用には、町民の文化財への関心が重要であり、幼少期から地域に伝わる祭り・行事に参加し、愛着を育んでいくことや、学校等において地域の文化財の理解が深まる学習や体験ができる機会の充実を図ることが課題となっています。今後、文化財の価値や魅力を再発見・再認識する取組みを一層充実させ、文化財をふるさとへの誇りや愛着を育む源とすることが求められています。

### **(4) 活用**

朝日町には豊富な地域資源を活用した観光名所や公共施設が存在し、町内外から多くの方が訪れています。しかしながら、朝日町の歴史と文化に関する地域資源との有機的な連携が乏しく、文化財の情報が町民をはじめ、多くの方に行き届かず、文化財

に対する理解が深まらない状況にあります。今後、文化財の価値や魅力をわかりやすく伝えるための情報発信が求められています。

## 第4章 文化財保存活用の目指すべき将来像と施策の展開

### 第1節 目指すべき将来像

朝日町には、第2章第2節にあるように、他にはない特徴的な歴史文化と地域資源が存在しています。今後、朝日町の特徴的な歴史文化と地域資源の魅力をより多くの方に認識してもらい、ふるさとへの誇りや愛着を育んでもらえるよう、朝日町の文化財を取り巻く現状と課題を整理し、今後の目指すべき将来像を次のとおり定めます。

#### 【 “郷土の文化や歴史に誇りを持ち、次世代へ継承する活動を推進する” 】

##### ○地域資源の魅力あふれるまち

文化財の魅力を情報発信するとともに、豊富な地域資源と公共施設の有機的な連携を図る

##### ○町民に愛されるまち

町民が地域の文化財に親しみ、関心を深め、ふるさとへの誇りや愛着を育む環境を醸成する



## 第2節 文化財保存活用の基本方針

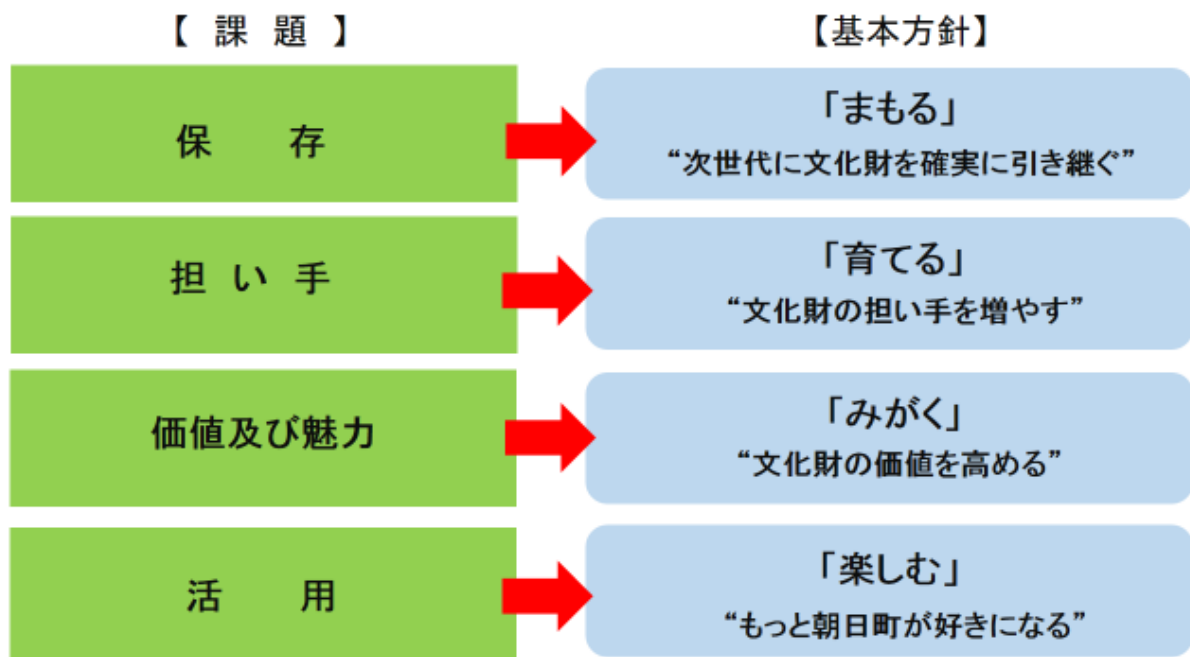
### (1) 基本方針

本計画では、目指すべき将来像「郷土の文化や歴史に誇りをもち、次世代へ継承する活動を推進する」の実現に向けて、第3章第2節「文化財の課題」に対応すべき、今後の文化財行政の基本方針を次のとおり定め、4つの基本方針を一体的に取り組み文化財の保存及び活用の推進を図ります。

#### 【4つの基本方針】

- ◆「まもる」“次世代に文化財を確実に引き継ぐ”
- ◆「育てる」“文化財の担い手を増やす”
- ◆「みがく」“文化財の価値を高める”
- ◆「楽しむ」“もっと朝日町が好きになる”

#### 【計画の体系（イメージ）】



### 第3節 文化財保存活用の施策の展開

#### (1) 施策の展開

本計画では、文化財の保存及び活用の推進を図るため、次のとおり、基本方針の方向性を定め、施策を展開してまいります。

#### 基本方針1 「まもる」“次世代に文化財を確実に引き継ぐ”

##### 【方向性】文化財の実態把握と指定等による保護

埋蔵文化財保存活用施設での文化財の積極的な公開・活用に努めるとともに、文化財指定等が進んでいない分野の調査を行い、新たな文化財の掘り起こしに努めます。

また、火災、地震などの自然災害や盗難などによる文化財の滅失等の防止に努めます。

##### 【主な取組例】

- 埋蔵文化財保存活用施設（まいぶんKAN）の充実
- 防災・防犯体制の整備
- 新たな文化財の掘り起こし
- 文化財（有形、無形、民俗、記念物等）の保存及び伝承



まいぶんKAN（企画展）



浜山玉づくり遺跡（玉づくり道具）

## 【具体的な取組事例】

【基本方針1】 「まもる」次世代に文化財を確実に引き継ぐ	
<b>◆埋蔵文化財保存活用施設（まいぶんKAN）の充実</b>	
	・ 展示室リニューアル
	・ 収蔵スペースの拡充
	・ 収蔵品の再整理
	・ 体験室のスペース拡充、施設のバリアフリー化
	・ パンフレット・ホームページの多言語化
	・ 障害者・高齢者等への割引制度
	・ まいぶんKAN協議会の設置による運営強化 など
<b>◆防災・防犯体制の整備</b>	
	・ 防犯・防災に関する意識啓発
	・ 災害発生時の体制づくり
	・ 定期的な文化財の所在確認 など
<b>◆新たな文化財の掘り起こし</b>	
	・ 定期的な見回り調査（未指定文化財の把握）
	・ アンモナイト包蔵地周辺の調査及び文化財指定の拡大 など
<b>◆文化財（有形、無形、民俗、記念物等）の保存及び伝承</b>	
	・ 文化財（有形、無形、民俗、記念物等）の修繕
	・ 文化財（記念物）周囲の環境保全 など

## 基本方針2 「育てる」“文化財の担い手を増やす”

【方向性】 文化財の語り部及び文化財ガイドなどの人材活用

文化財の担い手を継続的に確保するため、文化財の語り部や文化財ガイドなどの人材活用の増加を図るとともに、文化財を支える人々の掘り起こしに努めます。

【主な取組例】

- 文化財の語り部及び文化財ガイドの活用
- 文化財を囲む地域住民によるボランティア・文化財を支える人々の掘り起こし
- 無形文化財・民俗文化財の担い手育成への支援
- 朝日町文化財検定の実施



伝統芸能（鹿嶋神社稚児舞）



文化財めぐり（浜山玉づくり遺跡）



## 【具体的な取組事例】

【基本方針2】 「育てる」文化財の担い手を増やす	
<b>◆文化財の語り部及び文化財ガイドの活用</b>	
	・ 語り部教室（ヒスイ、化石、岩石、遺跡等）の開催
	・ 文化財ガイド・ボランティアの活用 など
<b>◆文化財を囲む地域住民によるボランティア・文化財を支える人々の掘り起こし</b>	
	・ 文化財保護委員の設置
	・ ワークショップ等の開催による人材の掘り起こし など
<b>◆無形文化財・民俗文化財の担い手育成への支援</b>	
	・ 情報発信（メディア、紙媒体）へのサポート体制の構築
	・ 無形文化財の担い手組織への運営助成 など
<b>◆朝日町文化財検定の実施</b>	
	・ 学校教育と連携した文化財検定の実施
	・ 朝日町版ふるさとチャレンジの実施
	・ 文化財カードの発行（文化財ポイントの取得） など

### 基本方針3 「みがく」“文化財の価値を高める”

【方向性】 文化財の情報発信の強化

文化財の価値を高めるため、町内の豊富な地域資源と有機的な連携を図り、文化財及び地域の魅力を町内外に広く情報発信することに努めます。

【主な取組例】

- ヒスイ文化の情報発信
- 文化財（境A遺跡、浜山玉づくり遺跡など）のさらなる調査及び研究
- 文化財周知看板等の設置
- 文化財ポータルサイトの公開



ヒスイ海岸



文化財周知看板（浜山玉づくり遺跡）

## 【具体的な取組事例】

【基本方針3】 「みがく」文化財の価値を高める	
<b>◆ヒスイ文化の情報発信</b>	
	・ 境A遺跡出土品の移譲
	・ 境A遺跡出土品の活用（まいぶんKANでの企画展開催など）
	・ 不動堂遺跡周辺の歴史めぐりゾーンの形成
	・ ヒスイの鑑定事業
	・ ヒスイガイドブックの作成 など
<b>◆文化財（境A遺跡、浜山玉づくり遺跡など）のさらなる調査及び研究</b>	
	・ 高速道路、圃場整備事業など県が主体となって発掘した遺物の譲与
	・ 境A遺跡出土土器の圧痕調査
	・ 明治記念館下張り文書の調査及び古文書の解読
	・ 空撮によるヒスイ海岸周辺遺跡群の撮影と遺跡地図の作成
	・ 遺跡遺物の3Dデジタル化
	・ 浜山玉づくり遺跡遺物の整理及び調査
	・ 民俗文化財（民具、鍛冶屋、和紙文化等）の道具整理とデジタル化 など
<b>◆文化財周知看板等の設置</b>	
	・ 文化財看板の現状調査及び更新
	・ 案内看板のQRコード表示 など
<b>◆文化財のポータルサイトの公開</b>	
	・ 文化財のデータベース化
	・ SNSを活用した情報発信体制の構築 など

## 基本方針4 「楽しむ」“もっと朝日町が好きになる”

【方向性】 学校などと連携した「ふるさと教育」の推進

学校や地域において、ふるさとの歴史や文化を学ぶため、地域の伝統芸能や祭り行事を体験できる機会の充実や、学校と連携した、ふるさと教育の推進に努めます。

【主な取組例】

- 保小中一貫教育（ふるさと科）による「ふるさと教育」の実施
- 豊富な地域資源と公共施設の有機的な連携
- 文化財めぐりの充実
- 文化財の講演会・体験イベント等の実施



総合的な学習の時間（ふるさと教育）



翡翠フォーラム in 朝日町

## 【具体的な取組事例】

【基本方針4】 「楽しむ」 ” もっとあさひが好きになる”	
<b>◆保小中一貫教育（ふるさと科）による「ふるさと教育」の実施</b>	
	・ ふるさと文化と歴史の出前講座の実施
	・ 小学校の「総合的な学習の時間」と連携した出前授業の実施
	・ 郷土の文化財教材の作成（オンデマンド型授業用教材） など
<b>◆豊富な地域資源と公共施設の有機的な連携</b>	
	・ 町内公共施設との合同イベントの開催
	・ 町外美術館・博物館と連携したイベントの開催 など
<b>◆文化財めぐりの充実</b>	
	・ 外部団体と連携した文化財ツアー（ヒスイ文化、化石、泊町など）の実施
	・ 文化財めぐりマップの作成
	・ スタンプラリーによる町内の周遊
	・ 宮崎自然博物館の活用（周遊ガイド発信）
	・ VR動画の作成 など
<b>◆文化財の講演会・体験イベント等の実施</b>	
	・ 文化財に関連した講演会の開催
	・ 文化財を活用した体験イベントの開催
	・ 文化財出前授業 など

## 朝日町の指定文化財

### 1. 国指定文化財

- (1) 境A遺跡出土品 (有形文化財－重要文化財)
- (2) 不動堂遺跡 (記念物－史跡)
- (3) 白馬連山高山植物帯 (記念物－特別天然記念物)
- (4) 宮崎鹿島樹叢 (記念物－天然記念物)

### 2. 県・指定文化財

- (1) 毘沙門天立像 (有形文化財－彫刻)
- (2) 宮崎城跡 (記念物－史跡)
- (3) 境一里塚 (記念物－史跡)
- (4) 境関跡 (記念物－史跡)
- (5) 浜山玉づくり遺跡 (記念物－史跡)
- (6) 寺谷アンモナイト包蔵地 (記念物－天然記念物)

### 3. 町・指定文化財

- (1) 鹿嶋神社拝殿と組物及び彫刻 (有形文化財－建造物)
- (2) 千手観音坐像(清水寺式) (有形文化財－彫刻)
- (3) 薬師瑠璃光如来坐像 (有形文化財－彫刻)
- (4) 耳挽薬師如来座坐像 (有形文化財－彫刻)
- (5) 聖観音菩薩立像 (有形文化財－彫刻)
- (6) 阿弥陀如来立像(常光寺) (有形文化財－彫刻)
- (7) 阿弥陀如来立像(改観寺) (有形文化財－彫刻)
- (8) 笹川村古図 (有形文化財－古文書)
- (9) 類従旧例古格 (有形文化財－古文書)

- (10) 境関所御囲絵図 (有形文化財－古文書)
- (11) 伊東彦四郎資料 (画像・書籍・墳墓) (有形文化財－歴史資料)
- (12) 三位組笹川村水防旗 (有形文化財－歴史資料)
- (13) 臼ヶ谷中世古墓出土品 (有形文化財－歴史資料)
- (14) 鹿嶋神社稚児舞 (民俗文化財－無形民俗文化財)
- (15) 諏訪神社獅子舞 (民俗文化財－無形民俗文化財)
- (16) 坂碑 (陰刻五輪塔婆) (記念物－史跡)
- (17) 小林家地神の五輪塔 (記念物－史跡)
- (18) 板碑 (種子板石塔婆) (記念物－史跡)
- (19) 岡与三右衛門政春墳墓 (記念物－史跡)
- (20) 横水一里塚 (記念物－史跡)
- (21) 柏原家墓塔群 (記念物－史跡)
- (22) 芭蕉句碑 (記念物－史跡)
- (23) 七重滝 (記念物－名勝)
- (24) 妙輪寺のサルスベリ (記念物－天然記念物)
- (25) 小川元湯の石灰華 (記念物－天然記念物)
- (26) 清水寺のエドヒガン (記念物－天然記念物)
- (27) 虎尾桜 (記念物－天然記念物)

## 朝日町文化財保存活用計画策定委員会設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 朝日町の文化財保護に関する課題を踏まえ、今後の文化財の保存活用によるまちづくりを推進するため、朝日町文化財保存活用計画（以下「計画」という。）を策定することを目的に朝日町文化財保存活用計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (掌握事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、調査及び審議する。

- (1) 計画の策定に関すること
- (2) その他、委員会の目的を達成するために必要な事項

### (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する委員6人以内をもって組織する。

- (1) 文化財審議会の関係者
- (2) 各種関係団体に所属する者
- (3) 学識経験を有する者

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定が終了したときまでとする。

### (会長及び職務代理者)

第5条 委員会に会長を置き、会長は委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会議を主宰する。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

### (事務局)

第7条 委員会の会務を処理するため、教育委員会事務局に事務局を置く。

### (細則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和2年4月17日から施行する。



朝日町文化財保存活用計画策定委員会委員名簿

番号	氏名	所属機関（団体）等
1	金山住恵	朝日町小中学校校長会会長
2	澤木昇	学識経験者
3	菅田宣雄	朝日町公民館連絡協議会会長
4	平木利明	朝日町観光協会参事
5	山本正敏	朝日町文化財審議会会長
6	吉田学	富山県教育委員会事務局生涯学習・文化財室室長

（50音順、敬称略）